平成２５年（フ）第２７８３号
東京都豊島区長崎５丁目18―８―201
破産者　星　　竜馬
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５７号
東京都渋谷区渋谷２丁目３番３号青山Ｏビル
破産者　有限会社ライジングエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１５８号
神奈川県横浜市港北区下田町６丁目26―２
破産者　高橋　敏憲
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５０号
東京都大田区東矢口１丁目７―16　ボヌールＴ・Ｙ202
破産者　関　　哲也
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５８号
千葉県旭市ロの529―１　サンフラワーⅡ201
破産者　宮地美奈子（旧姓孝井）
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６６号
東京都港区赤坂２丁目16番７号
破産者　株式会社リューズ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２６７号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目７―９―101
破産者　杉井　　修
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５８号
東京都大田区池上３丁目34番６号
破産者　有限会社おかやま組
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３５９号
東京都大田区池上３丁目34―６
破産者　杉山　義美
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４９７号
東京都台東区台東１丁目14番14号、商業登記簿上の本店所在地沖縄県石垣市字川平1216番地584
破産者　株式会社トレードアジア
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４９８号
埼玉県川越市砂新田４丁目15―28　キャメルパレスＳ101号室
破産者　小野　定喜
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５０９号
東京都中央区築地３丁目４番７号
破産者　有限会社リズ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５１０号
埼玉県越谷市平方南町３―５―506、開始決定時の住所東京都中央区勝どき４丁目２―11―702
破産者　竹内千恵子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５１６号
東京都新宿区西新宿５―21―10―207、商業登記簿上の本店所在地札幌市中央区北三条西20丁目２番６号
破産者　株式会社集客本舗
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５１７号
東京都新宿区西新宿５丁目21―10―207
破産者　阿部　洋史
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５３５号
埼玉県東松山市大字石橋1810―３
破産者　野原　利浩
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５３６号
東京都港区虎ノ門４丁目３番20号
破産者　ドリームエクスキューション株式会社
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５３７号
東京都港区六本木７丁目３番24号　竜土ハイツ２Ｆ
破産者　有限会社ＹＴＣ
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５３８号
東京都千代田区東神田１丁目４―８　谷郷館Ⅱ703
破産者　山中　新治
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４２号
埼玉県草加市遊馬町1109―６
破産者　五月女勝夫
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３５４３号
埼玉県草加市遊馬町1109―６
破産者　五月女美和子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部